

IHR NFP の平成 21 年度の活動内容について

平成 22 年 2 月 5 日

- 国内で発生した事象の WHO への通告（IHR 第 6 条関係）
 - ・ 5 月 9 日 前日に成田空港に到着した航空機乗客の中から確認された新型インフルエンザ A (H1N1) 確定症例について通告。現在まで、国内の感染状況について、7 月 24 日までの間は毎日、以降は毎週、報告を継続。
 - ・ 7 月 3 日 タミフル耐性を示す遺伝子変異をもつ新型インフルエンザ A (H1N1) ウイルスの国内での分離について通告。現在まで、耐性ウイルス分離の報告を継続。
- WHO 事務局長による勧告の国内への伝達（IHR 第 12 条、15 条関係）
 - ・ 4 月 25 日 マーガレット・チャン WHO 事務局長は新型インフルエンザ A (H1N1) の流行を国際的な公衆衛生上の緊急事態と認定し、IHR 参加国に対し、インフルエンザ様疾患及び重症の肺炎の異常な増加に対するサーベイランスを強めることを求める暫定的勧告を発出。以降、事務局長による暫定的勧告は、IHR 参加国が国境を封鎖しないこと及び国際的な交通を制限しないこと、人々が疾病に罹患した時には渡航を遅らせること等を追加し、現在まで継続されている。
- その他の WHO との間の情報共有
 - ・ 9 月 11 日 海外店舗を有する飲食チェーン店における腸管出血性大腸菌 O157 食中毒の散発集団発生について WHO に報告。
 - ・ 10 月 23 日から現在まで、国内における新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチン接種後の副反応について継続的に WHO に報告。
 - ・ IHR 専用ウェブサイトに掲載された他の参加国 NFP からの情報を国内に伝達。
- 他の IHR 参加国 NFP との間の個別情報交換
 - ・ 5 月から 6 月にかけて、新型インフルエンザ A (H1N1) 患者の濃厚接触者の国際渡航等に関し、約 35 件の情報交換を実施。
 - ・ その他、感染症患者の国際渡航等に関し、数件の情報交換を実施。